

# 会津若松市 子ども・子育て支援事業計画 〔概要版〕

第2期計画 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)



## ◇基本理念・基本目標

**みんなで育み、  
笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち  
あいづわかまつ**

地域ぐるみの子育て支援により、子どもは安心して遊び、保護者は安心して働きながら、充実した家族の時間が過ごせる、笑顔があふれた子どもが育つまちを目指します。

基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち

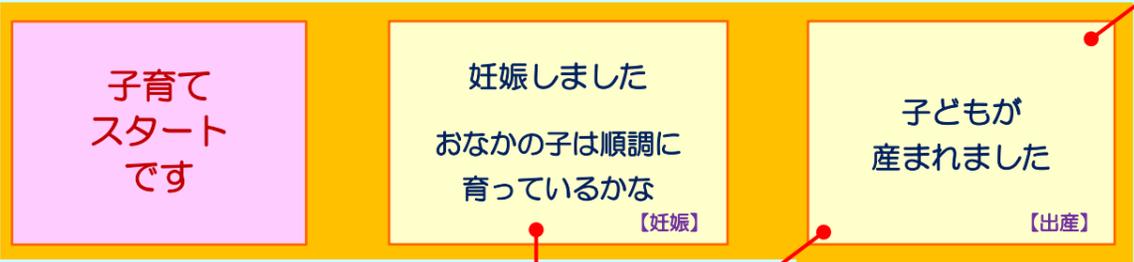
## ◇施策の体系

基本理念		
みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ		
基本目標	基本施策	主な施策
Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち 	1 心豊かな子どもを育む活動の充実	(1) 子どもに関する情報の充実 (2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施 (3) 国際交流活動の推進
	2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 学校の教育環境の整備 (2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進
	3 子どもの安全の確保	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実	(1) 子どもの悩みに対する相談の充実
	5 次代の親の育成	(1) 幼児とふれあう機会の提供 (2) 思春期における健康教育の推進
Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち 	1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進	(1) 妊産婦の健康づくりの推進 (2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実 (3) 子どもの健康づくりの推進 (4) 救急医療体制の充実 (5) 食育の推進
	2 子育て家庭への各種サービスの充実	(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供 (2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上 (3) 子育てをする親への支援 (4) 多様な教育・保育ニーズへの対応と充実 (5) 放課後児童健全育成事業の充実
	3 子育てしやすい生活環境などの整備	(1) 安心して外出できる環境の整備 (2) 子育てしやすい居住環境の整備 (3) 子どもの遊び場の整備
	4 仕事と生活との両立の支援	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
	5 子育て家庭への経済的支援	(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実
	6 援助を必要とする子どもや家庭への支援	(1) 子どもの虐待防止の強化 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 子どもの貧困対策 (4) 障がいのある子どもや家庭への支援
Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち	1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進	(1) 子育て意識の醸成 (2) 市民参加の子育て支援 (3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援

# ◇子ども・子育て支援



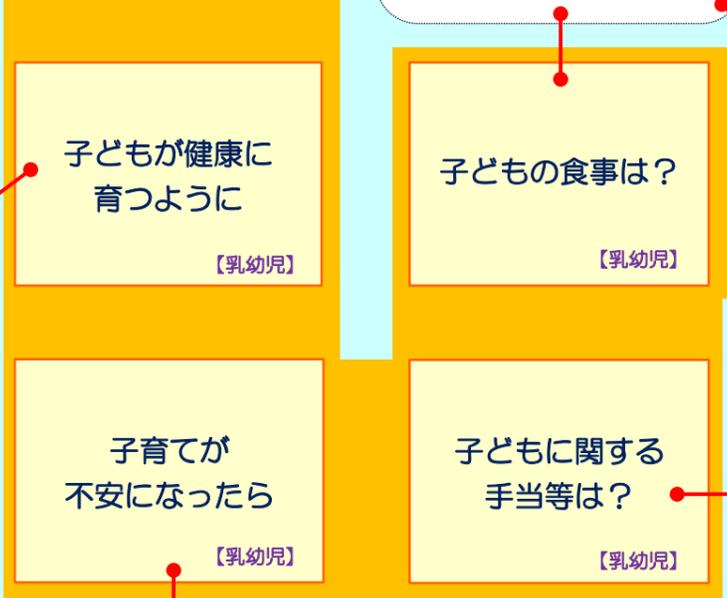
**子育て世代包括支援センター**  
 安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠期から子育て時期を通じ、心配なことや悩みをお伺いして、情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関等と連携し、切れ目のない支援を行います。(健康増進課・こども家庭課・こども保育課)



**安心・安全な妊娠・出産**  
 妊婦自身が妊娠中の健康管理ができ、安心・安全に出産が迎えられるよう支援を行います。  
 ・母子健康手帳の交付  
 ・妊産婦健康診査の助成  
 ・妊娠や出産に関する不安や心配についての相談や情報提供など (健康増進課)

**産後ケア事業**  
 心身ともに不安定になりやすい出産後の一定の期間、家族の協力が得られにくい母子に対し、助産所や病院等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行います。(健康増進課)

**子どもの健康づくり・乳幼児健康診査**  
 定期的な健康診査・相談により乳幼児の障がいや疾病を早期に発見し、適切な療育や治療につなげるとともに、保護者自身が子どもの成長発達を理解し、基本的な生活習慣を確立できるよう支援します。また、保護者の育児の悩みや不安が軽減できるよう支援を行います  
 ・新生児聴覚検査・乳児家庭全戸訪問  
 ・4か月児健康診査・7か月児離乳食教室  
 ・9～10か月児健康診査・1歳6か月児健康診査  
 ・3歳6か月児健康診査・5歳児発達相談・わんぱく相談  
 ・先天性股関節脱臼等検診 (健康増進課)



**家庭児童相談室**  
 家庭児童相談室において、家庭や児童の養育等の相談・助言・指導を行います。(こども家庭課)

**地域子育て支援センター**  
 保育所や認定こども園等で育児・健康相談、保護者同士の交流を行います。(こども保育課)

**乳幼児健康相談・教室**  
 乳幼児の健康に関する情報の提供・相談などを行います。(健康増進課)

**出生届の提出**  
 赤ちゃんが生まれた日から数えて14日以内に (市民課)

**食育の推進**  
 教育・保育施設等や各学校において、年齢に応じた食育の取組を推進します。(こども保育課など)

**教育・保育及び地域型保育**  
 子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう提供体制の確保・充実に取り組みます。  
 ・幼稚園：「1号」認定を受けた子どもが対象です。  
 ・保育所：「2号」または「3号」認定を受けた子どもが対象です。  
 ・認定こども園：教育部分は「1号」認定を、保育部分は「2号」または「3号」認定を受けた子どもが対象です。  
 ・地域型保育：「3号」認定が必要であり、「小規模保育施設」や「家庭的保育施設」、「事業所内保育施設」があります。



(こども保育課)



**児童手当**  
 中学校終了までの児童を養育している人に支給します。

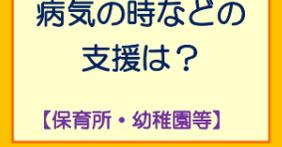
**子ども医療費**  
 18歳までの子どもの医療費を助成します。

**児童扶養手当**  
 18歳までの子どもを持つひとり親家庭等に手当を支給します。

**ひとり親家庭医療費**  
 18歳未満の子を持つひとり親家庭等の医療費を助成します。

**ブックスタート事業**  
 4か月児健診で絵本の読み聞かせと絵本を手渡します。(こども家庭課など)

**地域こども・子育て支援事業**  
 ・病児保育事業  
 ・ファミリー・サポート・センター事業  
 ・一時預かり事業  
 ・子育て短期支援事業ほか (こども保育課など)



**こどもクラブ(放課後児童健全育成事業)**  
 ・保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を提供します。(こども保育課)



● **国際交流活動の推進**：グローバルな人材の育成等のため、国際交流活動を推進します。（企画調整課）

活動・交流を  
広げよう

【小・中学校・高校】

子どもたちが  
次代の親へ…

【小・中学校・高校】

● **幼児と触れ合う機会の提供**：職場体験等による乳幼児とのふれあいや、子育て中の親との交流を行います。（こども保育課）

● **性教育の充実**：小中学校の9年間を通して、性教育を実施します。（学校教育課）

● **薬物乱用防止教育**：発達段階に応じて乱用防止教育を実施します。（学校教育課）

● **障がいのある子どもや家庭への支援**

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対し、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」等による支援を行います。また、「障がい者総合相談窓口」や「地域相談窓口」等では障がいに関する相談や情報発信などを行います。

- ・障がい児に対する支援
- ・障がい者総合相談窓口
- ・支援学校等への移動図書館の運行など



（こども家庭課など）

交通事故や犯罪に  
巻き込まれないように



【小・中学校】

● **交通教育専門員事業**：通学路における交通安全指導や交通安全教育を行います。（危機管理課）

● **通学路安全推進事業**：「会津若松市通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検など通学路の安全確保を図ります。（学校教育課）

● **学校安全ボランティア活動支援事業**：子どもの通学の安全確保のために協力している、地域の学校安全ボランティアへの支援を行います。（学校教育課）

● **犯罪等被害から守る活動の推進**：関係団体が連携した巡回などによる犯罪被害の防止と、SNSなどの犯罪被害から守るため、家庭・学校・地域と連携した取組を進めます。（あいづっこ育成推進室、学校教育課）

子どもが悩みを  
抱えていたら

【小・中学校】

● **スクールカウンセラー活用事業**：スクールカウンセラーを学校に配置し、いじめなど児童生徒の問題行動に適切に対応します。（学校教育課）

● **適応指導・教育相談事業**：相談事業及び不登校児童生徒の学校復帰を図ります。（学校教育課）

● **救急医療体制**

子どもたちがいつでも適切な医療サービスを受けられるよう、「夜間急病センター」や「休日当番医」体制を確保し、メール配信サービス等により情報の提供に努めます。（健康増進課）



● **仕事と生活の両立支援**

男性も女性も仕事と子育てが両立できるよう、保育サービスの充実を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透を図ります。

- ・両立支援に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供など
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発
- ・公共職業安定所との連携による就業支援の実施（商工課など）



心豊かな子どもに  
育つように

【小学校】

● **地域学校協働本部**  
「放課後子ども教室」や「学校支援活動」など学校と地域が連携を図り、地域全体で子どもたちの成長を支えています。（生涯学習総合センター）

● **地区公民館事業**：地域の特徴を活かして、自然体験や地域の催しへの参加、多世代交流などの取組を行っています。（各地区公民館）

● **子ども向けイベント**：会津稽古堂において、子どもや親子で参加できる講座を開催します。（生涯学習総合センター）

● **ひとり親家庭への支援**

ひとり親家庭等に対しては、「家庭児童福祉相談」・「女性福祉相談」での助言や情報提供、「児童扶養手当」、「ひとり親家庭医療費助成事業」、「ひとり親家庭自立支援給付金」、「就学遺児激励金」等の支給、助成を行っています。また、母子生活支援施設においては、緊急性が高く支援が必要な母子を入所させ、養育等に関する支援を行います。

- ・家庭児童福祉相談・女性福祉相談
- ・児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成事業
- ・ひとり親家庭自立支援給付・就学遺児激励金・就学援助制度
- ・母子生活支援施設



（こども家庭課など）

● **子どもの貧困対策**

支援が必要な子どもやその家族が適切な支援を受けられるように、子どもの生育環境の改善や教育環境の整備・充実など、切れ目のない各種子育て支援施策を推進します。

- ・教育の支援
- ・生活の安定に資するための支援
- ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ・経済的支援
- ・切れ目のない支援及び地域との連携強化など



（こども家庭課など）

## ◇地域子ども・子育て支援事業

地域の教育・保育環境の充実のため、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

**【利用者支援事業】**「子育て世代包括支援センター」で、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て期間を通じ、心配なことや悩みなどをお伺いし、必要な情報提供やサポートを行います。（健康増進課・こども家庭課・こども保育課）

**【地域子育て支援拠点事業】**保育園や認定こども園に設置した「地域子育て支援センター」で、育児・健康相談や園庭開放、保護者同士の交流などに取り組みます。（こども保育課）

**【妊婦健康診査】**妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導などを実施します。（健康増進課）

**【乳児家庭全戸訪問事業】**生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行います。（健康増進課）

**【養育支援訪問事業】**養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、指導・助言を行います。（こども家庭課）

**【子育て短期支援事業】**保護者の疾病など家庭での養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設において預かり、一定期間、養育または保護を行います。（こども家庭課）

**【ファミリー・サポート・センター事業】**預かり等を希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、会員の拡大や多様なニーズに対応した活動が行えるよう支援の充実を図ります。（こども家庭課）

**【一時預かり事業】**家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、保育所や認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。（こども保育課）

**【延長保育事業】**保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて、認定こども園、保育所等において保育を実施します。（こども保育課）

**【病児保育事業】**病院等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に病児の保育等を行います。（こども保育課）

**【こどもクラブ(放課後児童健全育成事業)】**保護者が昼間いない小学生に、適切な遊びと生活の場を提供します。（こども保育課）



## ◇相談窓口

内容	担当・場所	電話	受付日時
妊娠・出産・母の体調や子どもの健康の相談	健康増進課	39-1245	月～金曜日 8:30～17:00
援助を必要とする子どもや家庭への相談	子育て世代包括支援センター	23-4545	月～金曜日 8:30～17:00
保育に関するサービスの相談	こども保育課	39-1239	月～金曜日 8:30～17:00
子育てについて（園庭開放・育児アドバイス・保護者交流など）	地域子育て支援センター（保育所・認定こども園）	—	※近くの施設など「こども保育課（39-1239）」にお問い合わせください
育児相談：乳幼児の育児について	中央保育所	28-6926	月～金曜日 9:00～17:00
家庭児童福祉相談：児童や家庭に関する様々な問題の相談	家庭児童相談室	32-4470	月～金曜日 8:30～17:00
教育相談：小中学生の悩み、子どもに関する保護者の悩み相談	教育相談室	32-4441	月～金曜日 8:30～17:15
女性福祉相談：女性の生活上の問題に関する相談、ひとり親家庭への貸付相談	女性福祉相談室	32-4470	月～金曜日 8:30～17:00
障がいに関する相談：障がいのある人や家族の地域生活に関する相談	障がい者支援センターカムカム	33-5622	月～金 9:00～19:00 土・日 9:00～17:00
地域障がい者相談窓口：障がいのある人や家族の地域生活に関する相談	(一財) 竹田健康財団 (謹教・城西・小金井学区)	29-0025	月～土 8:30～16:45 (第2・4土曜日を除く)
	(福) 心愛会 (一箕・松長・湊学区)	37-0511	月～金曜日 8:30～17:00

### 会津若松市子ども・子育て支援事業計画(第2期:令和2年度～6年度)

会津若松市 健康福祉部 こども保育課  
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号  
TEL:0242-39-1239 FAX:0242-39-1246  
URL:<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>